

# 平成31年度教育実習生の受け入れについて

(申し込み期限：平成30年5月20日)

広尾学園中学校・高等学校 教務部

## 1. 教育実習申し込みの条件

- (1) 本校の卒業生であること。ただし、本校教員の推薦及び校長の承諾を得られた者は卒業生でなくても許可する場合がある。
- (2) 将来、教員になる意志が強固（第一志望）であること。
- (3) 中学校・高等学校両方の免許取得を希望する者。
- (4) 教育実習期間を3週間とする者（例年6月頃に実施する）。ただし、保健体育科の実習は4週間とする。なお、在籍大学から4週間以上の実習を義務付けられているときはその限りではない。
- (5) 後述の「注意事項」を理解し、教育実習生としての自覚をもってルールを遵守できる者。
- (6) 教師としての立場の使命感と責務を自覚し、生徒指導・教科指導両面において自己研鑽に励み、自ら主体的に指導力や資質の向上に努めることができる者。

## 2. 申込・選考手順

### (1) 申し込み

平成30年5月20日までに下記のURLのフォームの記入・送信をすること

<申込フォーム>

以下のURLを入力してアクセスしてください。

<http://goo.gl/UeqRnZ>

※記入・送信がうまくできない場合は、直接学園に連絡してください。TEL：03-3444-7281 担当：小島

### (2) 選考方法

本校教科責任者および旧担任との面接選考を実施する（4月～6月）。面接において、以下の書類を提出すること。

- ・ 「理想の教師像」のテーマで書いた800字（原稿用紙2枚）程度の作文
- ・ 大学の成績証明書（教職科目も記載されていること）
- ・ 履歴書（市販のもので構わない）
- ・ 大学からの書類（教育実習依頼書・同内諾書など）

### (3) 選考結果

6月中にメールにて通知する。なお、受け入れが決定した実習希望者の「内諾書」は6～7月中に大学へ郵送する。また、受け入れができない実習希望者には、提出された書類を本人宛に郵送する。

### 3. 注意事項

本校で教育実習を実施する者は以下の点について理解した上で、ルールを遵守すること。

- ・ 教育実習生は、「事前打ち合わせ・事前研修」（平成31年3月11日を予定）に出席すること。
- ・ 実習期間中の本校での喫煙は原則認めていない。
- ・ 実習期間中は、原則アルバイトをすることはできない。ただし、やむを得ない事情がある場合は事前に相談すること。
- ・ 指導教官により「本校の教育活動に支障が生じる」と判断される場合、その実習生による「生徒の前での実践的な授業」は実施させない場合がある。